

中小企業支援調査（安全知識循環型社会構築事業）の委託契約において、全く使用されなかった装置の購入費用等を委託業務の実施に必要な経費に含めていたため、委託費の支払額が過大

1件 不当金額(支出) 1307万円

1 委託事業の概要

経済産業本省は、平成20、21両年度に、中小企業支援調査（安全知識循環型社会構築事業）を独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）に委託して実施し、委託費20年度115,247,833円、21年度78,467,044円、計193,714,877円を支払っている。

委託契約書によれば、経済産業本省は、委託業務が完了して研究所から実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費（以下「委託対象経費」という。）の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定して、精算払により支払うことなどとされている。

2 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、研究所は、中小企業支援調査において転倒転落事故のメカニズムの解明に必要な子供の行動データを収集するために、身体機能計測装置（以下「装置」という。）を購入していた。そして、20年度に装置の購入費用11,970,000円及び倉庫保管料304,500円を、21年度に倉庫保管料798,000円を同調査に要したとして、計13,072,500円を委託対象経費に計上していた。

しかし、この装置は、全体の寸法が大きく、子供が集まるイベント会場等に搬入して設置することが困難であったことなどの理由により、購入後、同調査に全く使用されていなかった。そして、装置が納品された20年9月から同調査が終了する22年2月まで倉庫に保管されたままとなっていた。

したがって、装置の購入費用等は本件委託業務に要した経費とは認められず、委託費計13,072,500円が過大に支払われていて、不当と認められる。